

令和3年度税財政等に関する提案

(R2.8月提言からの主な変更点及び重要な論点)

- 【総論】
- I 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方税財政措置等
 - II 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等
 - III 地方創生の推進
 - IV 税制抜本改革の推進等

令和2年11月

全国知事会 地方税財政常任委員長 河野俊嗣

I 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方税財政措置等

1 今後の経済・雇用情勢等を踏まえた追加対策等 〔令和3年度税財政等に関する提案 P1～3〕

- **「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」**については、現時点で既に、**全ての都道府県で臨時交付金の活用見込額が交付限度額を超えており、大幅な不足**が見込まれている。（活用見込額18,438億円－交付限度額12,304億円＝**不足見込額▲6,134億円**）
地方の取組みを強力に支援するため、予備費の充当も含め、**「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額**を図るとともに、基金への積立て要件の弾力化や事業期間の延長、繰り越し手続きの簡素化、実施計画の柔軟な変更を認めるなど、**柔軟で弾力的な運用を図るべき**。
- **「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」**については、**速やかに予備費の支出を行い交付金の増額**を図るとともに、**今後の感染拡大状況に応じ更なる増額**も含めた柔軟な対応を行うべき。また、都道府県の判断で柔軟に幅広く活用できるよう見直しを行うべき。
併せて、地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、受診控えもあり経営が一層厳しくなっている医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対処すべき。
- **令和3年度以降**においても、新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、「新型コロナウイルス感染症対応**地方創生臨時交付金**」や「新型コロナウイルス感染症**緊急包括支援交付金**」など**地方団体が必要となる財源について積極的に措置**すべき。
- 感染防止と併せて、社会経済活動を早期に回復し、地域経済と日本経済の力強い再生を実現するためには、**国における第3次補正予算編成や、ハード・ソフト両面において、リーマン・ショック時を上回る規模の国交付金を新たに創設**するなど、**地域経済の活性化や国土強靱化**等に配慮した**総合的かつ積極的な経済対策**を早期に講ずるべき。
なお、雇用情勢の更なる悪化が懸念されていることから、業種間での労働移動などの促進策を講じてもおお必要となる場合には、雇用の受け皿を確保するため、リーマン・ショック時を上回るような基金を活用した「緊急雇用創出事業」等を早急に創設すべき。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(地方単独事業分)」活用状況調査結果【抜粋】

[R2.10.1 全国知事会 地方創生対策本部・地方税財政常任委員会調査]

1 「地方創生臨時交付金(地方単独分)」の活用(見込)について(全都道府県分)

(単位:億円)

活用(見込)額			交付限度額			不足見込額 (潜在的需要額含む) (C)=(B)-(A)	<参考> 前回調査(8/4)時点 の不足見込額
予算計上済額	潜在的需要額	合計 (A)	第1次補正分	第2次補正分	合計 (B)		
11,618	6,820	18,438	3,554	8,750	12,304	▲ 6,134	▲ 5,005

※ 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

2 「地方創生臨時交付金」に対する意見・要望

- ・ 全都道府県が、今年度の更なる増額及び来年度以降の継続的措置を要望
- ・ 多くの団体が、基金積立て要件の弾力化・事業期間の延長、繰越しに係る柔軟な対応・手続きの簡素化、実施計画の柔軟な変更や実績報告の簡素化など柔軟で弾力的な運用を要望

リーマン・ショック時の経済対策に伴う交付金

国予算	名称	国予算額	都道府県分		対象
			都道府県分	市町村分	
H20	2次補正 地域活性化・生活対策臨時交付金	6,000億円	3,500億円	2,500億円	<u>ソフト、ハード</u>
H21	1次補正 地域活性化・経済対策臨時交付金	1兆円	4,000億円	6,000億円	<u>ソフト、ハード</u>
	1次補正 地域活性化・公共投資臨時交付金	1兆3,790億円	1兆3,790億円	—	<u>ハード</u>
	2次補正 地域活性化・きめ細かな臨時交付金	5,000億円	1,945億円	3,055億円	<u>ハード</u>
計		3兆4,790億円	2兆3,235億円	1兆1,555億円	

2 減収補てん債制度の拡充など安定的な資金確保に向けた支援

〔提案 P3～4〕

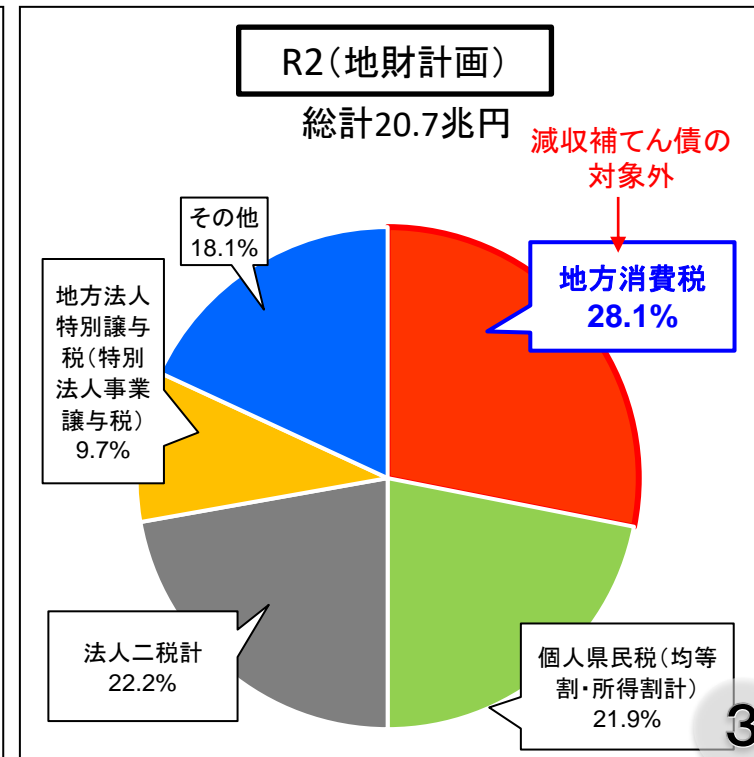
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念され、特に、地方消費税は都道府県税の約3割を占める基幹税であり、その減収は地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれるため、少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は**地方消費税などを減収補てん債の対象に追加**すべき。

減収補てん債制度の概要

- 当年度の基準財政収入額算定後、基準財政収入額で見込んだ額と実績とが大きくかい離する場合、算定に用いた額と実績額との差については、減収補てん債の発行や普通交付税の精算措置により是正している。
- 減収補てん債は、法人事業税等の対象税目の減収を補てんするために発行することができ、当該地方団体はその年度の収入が確保される。
この**地方債の元利償還金は、後年度の基準財政需要額に算入される**ことによって財源措置がなされる。

減収補填債の発行対象税目	
道府県分	・法人税割 ・法人事業税 ・利子割 ・特別法人事業譲与税
市町村分	・法人税割 ・利子割交付金 ・法人事業税交付金

都道府県税収の内訳



Ⅱ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

1 地方一般財源総額の確保・充実

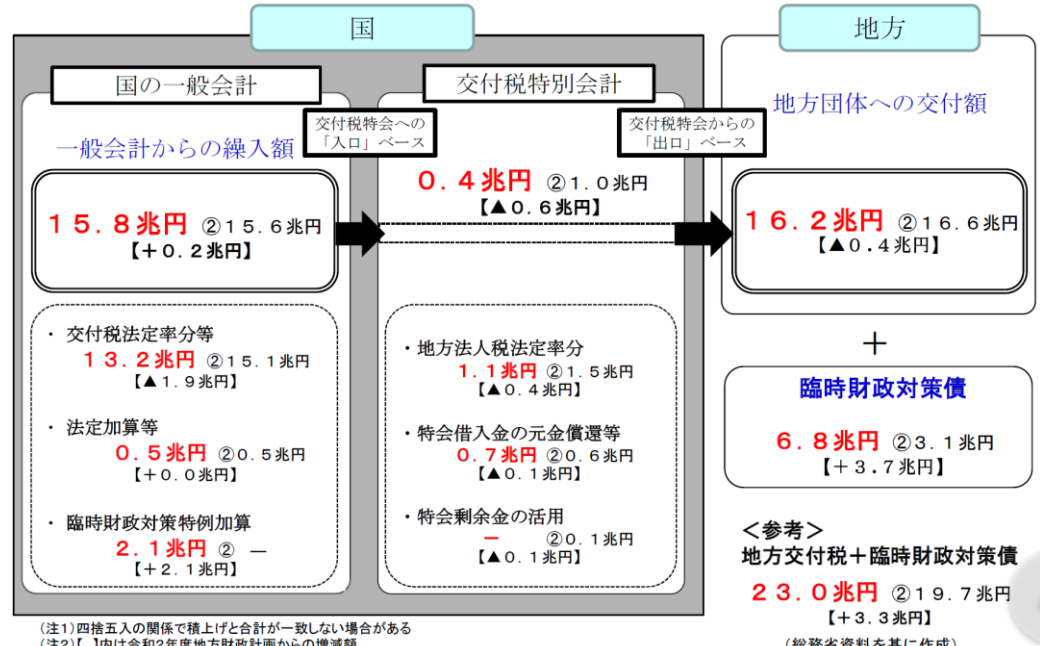
[提案 P5~7]

- **2021年度（令和3年度）概算要求に伴う地方財政収支の仮試算**では、**地方の一般財源総額**は、新経済・財政再生計画等を踏まえ、2020年度（令和2年度）地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされ、**前年度比0.2兆円減の63.2兆円、不交付団体の水準超経費を除く交付団体ベースでは、前年度比0.4兆円増の62.1兆円**と試算。
- 2021年度（令和3年度）においては、**新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念**される中で、地方が責任をもって、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、**地方交付税総額の確保・充実**を含め、安定的な財政運営に必要な**地方一般財源総額を確実に確保・充実**すべき。

令和3年度 地方財政収支の仮試算【概算要求時】

区分		R2年度 (地財計画)	R3年度 (仮試算)	(兆円) 増減
歳出	給与関係経費	20.3	20.3	0.0
	一般行政経費	40.4	41.1	0.7
	投資的経費	12.8	12.8	0.0
	その他	17.3	16.7	△0.7
	計	90.7	90.8	0.0
歳入	地方税等	43.5	39.9	△3.6
	地方交付税	16.6	16.2	△0.4
	国庫支出金	15.2	15.5	0.3
	地方債	9.3	12.9	3.7
	臨時財政対策債	3.1	6.8	3.7
	その他	6.1	6.2	0.1
	計	90.7	90.8	0.0
	うち「一般財源」	63.4	63.2	△0.2
	うち(水準超経費除き)一財	61.8	62.1	0.4

令和3年度 地方交付税の姿【概算要求時】



2 国土強靱化対策の推進等

[提案 P7~9]

- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、インフラ老朽化対策など対象事業を拡大し、事業期間を5年とするなど中長期的かつ明確な見通しのもと、別枠による必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すべき。
併せて、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」や「緊急自然災害防止対策事業債」についても、継続や対象事業の拡大など地方財政措置の拡充を図るべき。
- 地方団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう、地方の実情を踏まえ、「緊急防災・減災事業債」の継続や対象事業の拡大など地方財政措置の拡充を図るべき。
- 2020年度（令和2年度）に創設された「緊急浚渫推進事業費」について、対象事業を拡充するとともに、引き続き十分な財源を確保すべき。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進

1. 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業への対応

- 【対象事業】 「3か年緊急対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業
- 【事業年度】 令和元・2年度（平成30年度補正予算（第2号）に係る国直轄・補助事業は、補正予算債による措置を講ずる）
- 【地方財政措置】 （防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）
充当率:100%、元利償還金に対する交付税措置率:50%
- 【事業費】 9,365億円（令和2年度）

2. 「緊急自然災害防止対策事業費」

- 【対象事業】 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業
- 【事業年度】 令和元・2年度（「3か年緊急対策」の期間）
- 【地方財政措置】 （緊急自然災害防止対策事業債）
充当率:100% 元利償還金に対する交付税措置率:70%
- 【事業費】 3,000億円（令和2年度）

防災・減災事業（緊急防災・減災事業費）

- 地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、令和2年度については5,000億円（前年度同額）を計上

- 【対象事業】 災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等
- (1) 災害に強いまちづくりのための事業
 - (2) 災害に迅速に対応するための情報網の構築
 - (3) 地域の防災力を強化するための施設の整備

- 【財政措置】 充当率:100%
元利償還金に対する交付税措置率70%

- 【事業年度】 平成29年度から令和2年度まで

- 【経過措置】 令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

3 地方財政計画における必要な歳出の計上

[提案 P9~10]

- 2020年度（令和2年度）地方財政計画においては、地方法人課税の新たな偏在是正措置により生じる財源の全額4,200億円を活用した「**地域社会再生事業費**」が創設され、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための歳出が確保され、**2021年度（令和3年度）概算要求に伴う地方財政収支の仮試算においても継続確保**されている。

こうした歳出も含め、引き続き、**地方が責任をもって地域経済活性化等の取組みを実施するため、必要な歳出を確実に計上**すべき。

地域社会再生事業費の創設（R2地財計画）

- 地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」（4,200億円）を計上

地方交付税における算定

【算定項目】 新たな基準財政需要額の算定項目「地域社会再生事業費」を創設し、地域社会の維持・再生に必要な取組に要する経費を算定

【算定額】 地域社会再生事業費 4,200億円程度

〔うち、道府県分	2,100億円程度〕
〔うち、市町村分	2,100億円程度〕

【算定方法】 測定単位を人口とした上で、地域社会の維持・再生に取り組む必要性が高い団体に重点的に配分を行う観点から、以下の2つの視点による指標を反映

- ① 人口の構造の変化に応じた指標
人口構造の変化によって全国で生じる課題に対応
(算定に用いる指標) 人口減少率、年少人口比率、高齢者人口比率、生産年齢人口減少率
- ② 人口集積の度合いに応じた指標
人口集積の度合いが低い地域で、生活を支えるサービスの提供コストが拡大し、持続可能性が低下することに対応
(算定に用いる指標) 非人口集中地区（人口密度4,000人未満）の人口を基本とした指標
[特に人口密度の低い地域の人口を割増し]

4 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

[提案 P10・11]

○ **2021年度（令和3年度）** 概算要求に伴う**地方財政収支の仮試算**においては、地方税の大幅な減収等により、財源不足が5.7兆円増の10.2兆円と大幅に増加し折半対象財源不足が生じたことから、**臨時財政対策債は前年度から3.7兆円増の6.8兆円**とされ、また、交付税率の引上げについて事項要求されている。

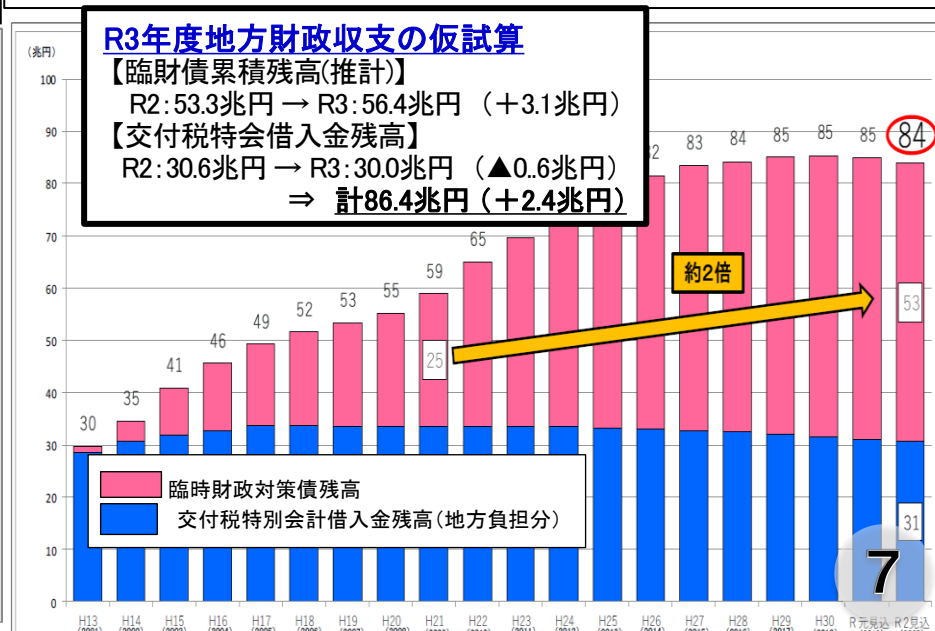
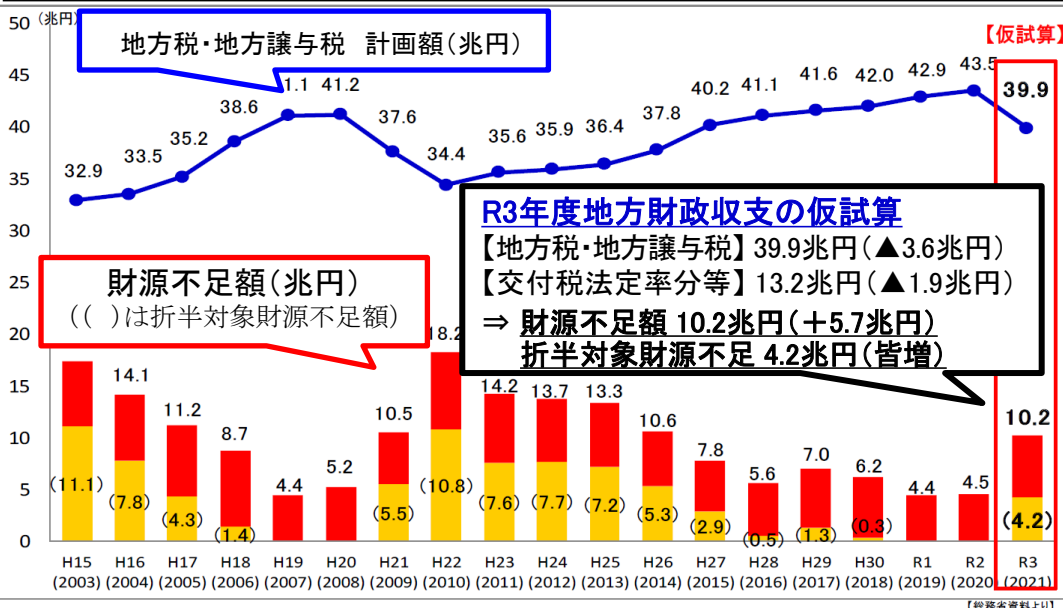
極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、**臨時財政対策債**については、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、引き続き**発行額の縮減・抑制**に努め、併せて、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、**国の責任として、財政融資資金等を確保**するとともに、**その償還財源についても確実に確保**すべき。

地方の財源不足額と地方税収

○ **令和3年度地方財政収支の仮試算**では、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税及び地方交付税の原資となる国税の大幅な減収により、**財源不足額が10.2兆円の大幅増**となり、**折半対象財源不足が発生（3年ぶり）**する見込み。

臨時財政対策債等の累積残高の推移

○ リーマン・ショック後、臨時財政対策債の残高は約**2倍**に増加
○ 交付税特別会計借入金残高を含めると、令和2年度で**84兆円**となる見込み



Ⅲ 地方創生の推進

1 地方創生・人口減少対策のための財源確保

[提案 P12~13]

- 地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくために「**まち・ひと・しごと創生事業費**」(1兆円)を**拡充・継続**し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべき。
- 「**地方創生推進交付金**」及び「**地方創生拠点整備交付金**」については、地方創生の更なる深化や取組みの全国展開に向け、**複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大や予算枠の拡充**など、地方の意見等を十分踏まえ、**更なる拡充やより柔軟な運用**を図るべき。

地方創生推進交付金

R3度概算要求額 1,000億円
(R2年度予算額 1,000億円)

**国1/2、
ソフト事業中心**

【対象事業】

- 先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開を図る取組
[交付上限額 (R2年度、事業費ベース)]
・都道府県 先駆 6.0億円、横展開 2.0億円
・市区町村 先駆 4.0億円、横展開 1.4億円
・中枢中核都市 先駆 5.0億円、横展開 1.7億円
- Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組
[交付上限額 (R2年度、事業費ベース)] 6.0億円
- わくわく地方生活実現政策パッケージ (移住・起業・就業支援)
- **複数年度にわたる施設整備事業 (地方創生拠点整備交付金)**
※「第2まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020~2024年度)の期間を通じて、原則として1事業

地方創生拠点整備交付金

R元年度補正予算額 600億円
(H30年度補正予算額 600億円)

**国1/2、
ハード事業中心**

【主な対象施設のイメージ】

- 地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- 地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業に確実に繋がる施設
- 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設 など

【交付上限額 (R元年度、事業費ベース)】

・都道府県	30億円	・市区町村	10億円
・中枢中核都市	20億円		

2 デジタル社会の実現に向けた税財政措置等

[提案 P14~17]

- 本年中に予定されている「**自治体DX推進計画**」の策定にあたっては、**全ての行政手続について原則オンライン化することやワンストップ・ワンズオンリーの実現に向けた取組みを計画で明示**するとともに、その実行性を担保するため、**地方自治体におけるシステム導入や、その維持管理・更新等に対して財政的支援**をすべき。

また、**国・地方を通じた業務・システムの統一・標準化**に向け、早急に対象となる業務・システムと具体的な工程を示し、取組みを加速させるとともに、地方自治体ごとの多様な実情を踏まえ、地方の意見を十分聴きながら、**国が財政面を含め積極的な支援**を行うことにより、共通的なプラットフォームの構築を強力に推進すべき。

- **地方を含むエリアで早期に5Gサービスが拡大**されるとともに、離島や中山間地域など**条件不利地域における5GをはじめとしたICTインフラ等の通信基盤が確実に整備**され、都市と地方の基盤整備に格差が生じないように、**光ファイバ網整備等に対する国庫補助事業の継続・拡充**（大都市部以外の地域についてはより高率の補助率とする等）や**自治体負担分が生ずる場合の十分な地方財政措置**を講ずるとともに、光ファイバのネットワークが災害時にも維持されるよう、**国土強靱化の観点に立った多重化などの取組促進、地方自治体が所有する光ファイバ網の情報通信基盤の更新に対する新たな支援制度の創設**など、万全の対策を講ずるべき。

- 5Gを利活用した地域の活性化や課題解決に意欲的に取り組む自治体に対する**省庁横断的で総合的な支援体制を構築**し、**地方における具体的な利活用事業の実施を積極的に支援**すべき。

2 デジタル社会の実現、サプライチェーン

今回の感染症では、行政サービスや民間におけるデジタル化の遅れ、サプライチェーンの偏りなど、様々な課題が浮き彫りになりました。デジタル化をはじめ大胆な規制改革を実現し、ウィズコロナ、ポストコロナの新しい社会をつくります。

役所に行かずともあらゆる手続きができる。地方に暮らしていてもテレワークで都会と同じ仕事ができる。都会と同様の医療や教育が受けられる。こうした社会を実現します。

そのため、各省庁や自治体の縦割りを打破し、行政のデジタル化を進めます。今後5年で自治体のシステムの統一・標準化を行い、どの自治体にお住まいでも、行政サービスをいち早くお届けします。

マイナンバーカードについては、今後2年半のうちにほぼ全国民に行き渡ることを目指し、来年3月から保険証とマイナンバーカードの一体化を始め、運転免許証のデジタル化も進めます。

こうした改革を強力に実行していく司令塔となるデジタル庁を設立します。来年の始動に向け、省益を排し、民間の力を大いに取り入れながら、早急に準備を進めます。

教育は国の礎です。全ての小中学生に対して、一人一台のIT端末の導入を進め、あらゆる子どもたちに、オンライン教育を拡大し、デジタル社会にふさわしい新しい学びを実現します。

さらに、テレワークやワーケーションなど新しい働き方も後押ししてまいります。行政への申請などにおける押印は、テレワークの妨げともなることから、原則全て廃止します。

IV 税制抜本改革の推進等

1 自動車関係諸税の見直し

[提案 P22]

- 2021年度（令和3年度）税制改正要望において、自動車税環境性能割の臨時的軽減等を含めた、自動車取得時のユーザー負担軽減などが要求されているが、今後、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中で、特に、自動車税は道路損傷負担金的性格も有するとされている都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源となっていることや、車体課税に係る地方税収は2009年度（平成21年度）の自動車取得税へのエコカー減税の導入等により大幅に減少してきていることなどを考慮し、今後の自動車関係諸税の見直しにあたっては、必要な地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保するなど、地方財政に影響を与えないよう留意すべきである。

また、環境性能割の適用区分見直し等にあたっては、税制のグリーン化機能を維持・強化する観点から、基準の切替えと重点化を行うべきである。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、仮に何らかの負担軽減措置を講じる場合には、現在措置されている環境性能割の臨時的軽減措置と同様、その減収額については全額国費で補てんすべきである。

車体関係税収の推移

〔総務省資料より〕

年度	地方分計(A+B+C+D)			自動車取得税収(A)		自動車税収(B)				軽自動車税収(C)			自動車重量譲与税(D)		<参考> 自動車重量税収(国分)
	うち 都道府県分計 (A-A'+B-B'+D')	うち 市町村分計 (A'+B'+C'+D')	うち自動車 取得税交付金 (A')	自動車税 (B')	種別割 (B'')	環境 性能割 (B''')	うち 環境性能 割交付金 (B''''')	軽自動車 税収 (C')	種別割 (C'')	環境 性能割 (C''')	都道府 県分 (D')	市町村分 (D'')			
17	27,353	18,889	8,464	4,528	3,167	17,528				1,515			3,782	7,574	
18	27,119	18,574	8,545	4,570	3,251	17,255				1,573			3,721	7,350	
19※	26,748	18,461	8,287	4,247	2,960	17,174				1,636			3,691	7,399	
20	25,782	17,868	7,914	3,663	2,603	16,808				1,687			3,624	7,170	
21	23,863	17,269	6,594	2,310 (エコカー減税創設)	1,585	16,544				1,739			3,270	6,351	
22	22,928	16,689	6,239	1,916	1,382	16,155				1,776			3,081 (譲与率の引上げ)	4,465	
23	22,534	16,497	6,037	1,678	1,153	15,972				1,804			3,080	4,478	
24	22,613	▲4,522億円 16,500	6,113	2,104 (エコカー減税継続)	1,464	15,860				1,843			2,806	3,969	
25	22,211	16,304	5,907	1,934	1,374	15,744				1,892			2,641	3,814	
26	20,919	15,797	5,122	863 (税率引下げ、エコカー減税拡充)	628	15,562				1,951			2,543	3,728	
27	21,440	15,843	5,597	1,373 (エコカー減税継続)	958	15,428				1,997 (税率引上げ)			2,642	3,849	
28	21,851	15,794	6,057	1,461	1,016	15,349				2,384 (グリーン特例(軽課)・経 年車重量導入)			2,657	3,915	
29	22,448	15,947	6,501	1,897	1,355	15,405				2,486			2,660	3,778	
30	22,752	16,079	6,673	1,982	1,407	15,504				2,577			2,689	3,950	
令和元	22,213	15,999	6,214	870	621	15,240	143	519	232	2,668	31	80	2,662	3,760	
2	22,226	16,006	6,220	0	0	0	15,294	1,214	603	0	2,755	118	101	2,744	3,930

※ リーマンショックによる影響のない年度

(備考)平成30年度までは決算額、令和元、2年度は地方財政計画計上額(自動車重量税は予算額)である。

経産省によるR3年度税制改正要望の内容

〔経産省資料より〕

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、日本経済を支える自動車産業が厳しい状況下に置かれていることを踏まえ、**自動車取得時等にかかるユーザー負担の大幅な軽減を図る。**
- 具体的には、**エコカー減税の延長・見直し、環境性能割の臨時的軽減等を含めた、取得時の負担軽減を行う。** ※延長・見直しに際し、燃費基準等の切り替えに伴う議論が必要。

現行制度

<エコカー減税>

	令和元年5月1日～ 令和3年4月30日	
	初回車検	2回目車検
電気自動車等 (※)	免税	免税
2020基準 + 90%	免税	免税
2020基準 + 50%	免税	
2020基準 + 40%	免税	
2020基準 + 30%	▲ 5 0 %	
2020基準 + 20%	▲ 5 0 %	
2020基準 + 10%	▲ 2 5 %	
2020基準達成	▲ 2 5 %	
2015基準 + 10%	当分の間税率	

<環境性能割>

	令和元年10月1日～令和3年3月31日 (～令和3年3月31日までは限時的軽減：赤字)	
	登録車	軽自動車
電気自動車等 (※)	非課税	非課税
2020基準 + 20%	非課税	非課税
2020基準 + 10%	1% ⇒ 非課税	非課税
2020基準達成	2% ⇒ 1%	1% ⇒ 非課税
2015基準 + 10%	3% ⇒ 2%	2% ⇒ 1%
上記以外の自動車	3% ⇒ 2%	2% ⇒ 1%

※電気自動車等：
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車

要望内容

- 期限切れとなるエコカー減税の延長・見直し、環境性能割の見直しによる取得時の負担軽減

2 ゴルフ場利用税の堅持

〔提案 P25〕

- 平成29年度与党税制改正大綱以降「今後長期的に検討する」とされてきたゴルフ場利用税については、令和2年度税制改正において、東京オリンピック競技大会出場選手等に対して非課税措置を新たに講じた上で、現行制度を堅持するとの結論となった。
- ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応していることに加え、ゴルフ場利用税等を活用して、ゴルフをはじめとする各種スポーツの振興に積極的に取り組んでいること、域外から来訪する担税力のあるゴルフ場利用者が受益に応じて負担していること、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっており、その7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すべきである。

ゴルフ場利用税の概要

1. 課税主体及び
交付団体 : 都道府県が課税し、収入額のうち10分の7に相当する額を、ゴルフ場利用税を納入したゴルフ場が所在する市町村に交付
2. 納税義務者 : ゴルフ場の利用者(18歳未満・70歳以上・障害者、国体のゴルフ競技や学校の教育活動は非課税)
3. 税率 : 標準税率1人1日につき800円(制限税率:1,200円)
1人1日平均税額649円(非課税者を除く。)(H30年度の状況)
4. 税収額 : 433億円 うち都道府県分131億円、市町村への交付額:302億円【平成30年度決算額】

ゴルフ場利用税:文科省による要望の内容

〔文科省資料に
一部加筆〕

ゴルフは大衆的に親しまれているスポーツであるとともに、オリンピックの正式競技にもなっている国民的スポーツである一方で、スポーツの中で唯一ゴルフにのみ課税されている状況であることから、最終的な撤廃の目標は掲げつつ、本税の在り方についての見直しを要望する。



その他(文科省要望書に記載)

- ・本税は地方自治体の貴重な財源となっていることにも留意して、ゴルフ関係団体を中心に、ゴルフ振興策を検討・実施出来る体制を整えた上で、ゴルフ振興と地域振興の将来像を見据えた5カ年計画を策定し、関係自治体、関係省庁とともにゴルフ振興方策を検討・実施していくことで、地域経済の活性化を図っていく必要がある。